

令和8年2月27日
東京税関業務部

関係各位

クリーム及び粉乳類に係る輸入数量を基準とする特別緊急関税の発動について

関税暫定措置法別表第1の6の3の項に掲げる物品（クリーム）及び関税暫定措置法別表第1の6の4の項に掲げる物品（粉乳類）については、令和7年度の初日から令和8年1月末日までの輸入数量及び協定対象外輸入数量が、輸入数量に基づく特別緊急関税（数量ベース SSG）の輸入基準数量及び協定対象外輸入基準数量をそれぞれ超えることとなったため、同法第7条の3第1項の規定に基づき、令和8年3月1日から令和8年3月31日までの間、それぞれの物品に数量ベース SSG が発動されることとなりました。

発動後に NACCS で申告する場合の品目コードについては、NACCS 掲示板で確認願います。

なお、関税暫定措置法第7条の3第2項第6号（発動日前に本邦に向けて送り出された物品）の規定を適用して申告する場合は、マニュアル申告となりますので注意願います。

【発動内容】

① 関税暫定措置法別表第1の6の3の項に掲げる物品（クリーム）

（関税割当てを受けて輸入するものを除く）

品目	発動前	発動後
クリーム		
0401.40-190	21.3%+635 円/kg	28.4%+846.67 円/kg
0401.50-119	21.3%+635 円/kg	28.4%+846.67 円/kg
0401.50-129	21.3%+1,199 円/kg	28.4%+1,598.67 円/kg

② 関税暫定措置法別表第1の6の4項に掲げる物品（粉乳類）
 （関税割当てを受けて輸入するものを除く）

品 目	発動前	発動後
粉乳類		
0402.10-129	暫定：36%+130円/kg 協定：29.8%+396円/kg	暫定：45.9%+262円/kg 協定：39.7%+528円/kg
0402.10-212	暫定：26%+130円/kg 協定：396円/kg	暫定：26%+262円/kg 協定：528円/kg
0402.10-217	暫定：26%+130円/kg 協定：396円/kg	暫定：26%+262円/kg 協定：528円/kg
0402.10-229	暫定：26%+130円/kg 協定：21.3%+396円/kg	暫定：33.1%+262円/kg 協定：28.4%+528円/kg
0402.21-139	暫定：31%+210円/kg 協定：25.5%+612円/kg	暫定：39.5%+414円/kg 協定：34%+816円/kg
0402.21-149	暫定：31%+210円/kg 協定：25.5%+1,023円/kg	暫定：39.5%+551円/kg 協定：34%+1,364円/kg
0402.21-212	暫定：26%+130円/kg 協定：425円/kg	暫定：26%+271.67円/kg 協定：566.67円/kg
0402.21-217	暫定：26%+130円/kg 協定：425円/kg	暫定：26%+271.67円/kg 協定：566.67円/kg
0402.21-229	暫定：26%+130円/kg 協定：21.3%+425円/kg	暫定：33.1%+271.67円/kg 協定：28.4%+566.67円/kg
0402.29-119	暫定：31%+210円/kg 協定：25.5%+612円/kg	暫定：39.5%+414円/kg 協定：34%+816円/kg
0402.29-129	暫定：31%+210円/kg 協定：25.5%+1,023円/kg	暫定：39.5%+551円/kg 協定：34%+1,364円/kg
0402.29-291	暫定：36%+130円/kg 協定：29.8%+425円/kg	暫定：45.9%+271.67円/kg 協定：39.7%+556.67円/kg

問合せ先

東京税関業務部通関総括第1部門

電話：03-3599-6337